

新規就農を目指すみなさんへ！

就農に向けて有用な支援策があります。

<説明会日時について>

① 青年等就農計画（認定新規就農者）制度

上記につきまして、下記の日程にて説明会を行います。

小 浜 島【場所】小浜公民館 【日時】令和3年9月15日（水）14：00～
西表島西部【場所】わいわいホール（会議室） 【日時】令和3年9月16日（木）14：00～
西表島東部【場所】離島総合センター2階会議室 【日時】令和3年9月16日（木）18：00～
黒 島 【場所】セリ場会議室 【日時】令和3年9月17日（金）13：00～
波 照 間 島【場所】波照間出張所（波照間保健センター） 【日時】令和3年9月21日（火）13：00～
竹 富 島【場所】まちなみ館 【日時】令和3年9月24日（金）14：00～

※説明会は開始より約1時間程度を予定しています。

※受講時は新型コロナウイルス感染拡大防止に伴いマスク着用をお願いいたします。

※町内の新型コロナウイルスの感染状況によっては急遽延期になる可能性があります。

① 青年等就農計画（認定新規就農者）制度

「目的・内容」

将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展するような青年等の就農・育成を促進するためには、就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した計画・支援が必要である。

そこで、青年等就農計画を町が認定し、これらの認定を受けた者に対して早期の経営安定に向けた支援措置を集中的に実施しようとするものである。

この「青年等就農計画」の認定を受けた者を「認定新規就農者」という。

「支援措置」

- ① 青年等就農資金（限度額 3,700 万円、返済期間 17 年うち据置期間 5 年以内）
- ② 農地中間管理事業（農業経営基盤強化促進法）

「申請要件」

- ① 町内において、新たに農業経営を営もうとする、又は開始してから 5 年以内の青年等（※）であること。※認定農業者を除く
※ 青年とは、青年（原則 18 歳以上 45 歳未満）、知識・技能を有する者（65 歳未満）、これらの者が役員の大過半数を占める法人。
※ 農業経営を開始してから 5 年以内の者を含み、認定農業者を除く。
- ② 50 a（1500 坪・5000 m²）以上の経営農地を所有している、又は賃借権（農地法 3 条許可、利用権の設定等）の設定を受けて借りていること。それらが確実である場合も可。

「認定要件」

- ① 計画が町の基本構想に照らし適切であること。
※新たに農業経営を開始してから 5 年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得 175 万円以上・年間労働時間 1,200 時間（150 日）以上を目標とするなど
- ② 計画が達成される見込みが確実であること。

申請書類

	青年等就農計画
青年就農計画認定申請書	○
農業経営改善計画書	○
履歴書	○
前歴証明書	○
農業機械・施設一覧表	○
農地（耕作）地一覧表	○

※申請時、必要に応じて添付（根拠）書類を求めます。

ご不明な点がございましたら下記までご連絡ください。

〒907-0012

沖縄県石垣市美崎 16 番地

沖縄銀行 八重山支店 3 階

竹富町役場 産業振興課

技師 西原 啓史

TEL : 0980-82-3116 (330)

FAX : 0980-83-5863